

和歌山県新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する
継続・再開支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な診療等の機能を維持するため、予算の範囲内で、補助金を交付することについて、以下の関係要綱等に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知）
- (2) 令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・発健0401第3号・発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知）
- (3) 令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（令和4年4月1日付け事務連絡厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課連名通知）
- (4) 和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）

(交付の対象)

第2 和歌山県内に所在する医療機関・薬局であって、新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局とする。ただし、薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

(対象経費)

第3 この補助金の対象となる経費は、別表第2欄に定める経費とする。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算定された額の合計金額とする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる基準額及び第2欄に掲げる対象経費の実支出額を比較し、少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5 規則第4条に規定する補助金等交付申請書（様式1）に添付すべき書類の様式等は次のとおりとし、知事の定める日までに提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式2）
- (2) 和歌山県新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業補助金経費所要額調書（様式3-1、3-2）
- (3) 事業予算書（様式4）
- (4) 資金収支計画書（様式5）
- (5) 交付要件事実該当経緯書（様式6）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体にあつては30万円以上）の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、次のとおりとすること。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (8) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式7）により速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならないこと。
- (10) 前号の報告があった場合には、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

（軽微な変更の範囲）

第7 第6第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を減額する場合

（変更等の申請）

第8 第6の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき、又は補助事業を中止（廃止）しようとするとき

和歌山県新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業内容変更・中止（廃止）承認申請書（様式8-1）

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき

和歌山県新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業完了期間延長承認申請書（様式8-2）

（変更等の承認）

第9 知事は、第8各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第10 規則第8条第1項の規定による交付申請の取下げは、和歌山県新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業補助金交付申請取下書（様式9）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

- 2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、取消されたものとみなす。

(交付の決定)

第 11 知事は、補助金の交付申請があったときは、証拠書類のほか、必要に応じて申請者に対して追加資料の提出を求め、その内容の審査を行う。

2 知事は、前項の審査結果について、和歌山県新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式 10）により、申請者あて通知する。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第 12 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書（様式 11）に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、事業の完了の日から起算して 25 日を経過した日または事業実施年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(1) 事業実績書（様式 2）

(2) 和歌山県新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業補助金経費精算書（様式 12-1、12-2）

(3) 事業精算書（様式 13）

(4) 契約書、領収書等の支出証拠書類

(5) その他知事が必要と認める資料

(額の確定)

第 13 第 12 の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（様式 14）するものとする。

(交付の請求)

第 14 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、和歌山県新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業補助金交付請求書（様式 15）を提出するものとする。

(補助金の交付)

第 15 知事は、規則第 14 条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第 5 条の規定により交付の決定をした補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、交付請求書（様式 15）を知事に提出しなければならない。

(書類等の検査)

第 16 知事は、補助金の適正な執行を図るため必要と認めた時は、補助事業者に対して、報告若しくは関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付申請の日以前に完了した事業の取扱い)

第 17 補助金の交付申請の日以前に完了した事業の実績報告については、規則第 13 条の規定にかかわらず、規則第 4 条に規定する補助金等の交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 交付申請の日以前に完了した事業に係るこの補助金の額の確定は、規則第 14 条の規定にかかわらず、規則第 5 条の規定による補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

(細則の制定)

第 18 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。

別表

補助金交付基準

第1 基準額	第2 対象経費	第3 補助率
HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 1 台当たり 905,000 円	設備を整備するために 必要な経費 需用費 (消耗品費)、使 用料及び賃借料、備品 購入費	1 / 2
消毒経費 1 施設当たり 600,000 円	事業を実施するために 必要な経費 需用費 (消耗品費)、委 託料、使用料及び賃借 料、備品購入費	1 / 2

[注] HEPA フィルター付き空気清浄機については、次のとおりとする。

- ① 1 施設当たりの上限について、薬局は1 台まで、医療機関は2 台までとする。
- ② 歯科診療所については対象外とする。